

平成25年度

第3回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会会議概要

日 時：平成25年5月23日(木) 18時30分～21時10分

場 所：鈴鹿市役所 本館12階 1204会議室

出席委員：5人（全員出席）

内 容：下記のとおり

1 非公募施設における指定管理者候補者の選定について

(1)江島総合スポーツ公園(運動施設・公園施設),石垣池公園(運動施設・公園施設),鈴鹿市鈴が谷運動広場,鈴鹿市立西部体育館,鈴鹿市農村環境改善センター,鈴鹿市立西部野球場・西部テニスコート,鼓ヶ浦サン・スポーツランド(運動施設・公園施設)について

担当課の主な説明内容は、次のとおり。

一体的な募集に関する説明

- ・今回、一体的に募集する施設は、その立地条件、サービス提供の実態からスポーツ施設を中心とした一体管理が効果的である。
- ・スポーツ施設を一体的に管理することで、利用者の利便性の向上や大規模施設改修時の休館に対応するための施設間の連携を可能にしたいと考えている。

非公募によって指定管理者候補者を選定することに関する説明

- ・スポーツ施設は、スポーツ振興計画に基づき、施設等の運営、企画、管理を含むソフト面での支援を市民が中心に行う管理形態を目指すため、民間企業を含め、広く事業者を募る公募ではなく、市民が中心の管理形態ができる団体を非公募によって選定したいと考えている。
- ・昨年、制定されたまちづくり条例に基づき、人的資源、物的資源、財源等の市の資源を効果的・効率的に活用し、最小の経費で最大の効果を挙げるような団体を選定するためには、広く事業者を募る公募は不適であると考えている。
- ・施設維持に係る業務は、現行の指定管理者においても外部委託を行っているため、施設を活用したソフト事業（スポーツ教室）をより効果的に実施できる管理体制を検討した結果、現行の指定管理者からソフト事業（スポーツ

教室)の委託を受注している鈴鹿市体育協会が当該施設の管理に適した唯一の団体である。

- ・鈴鹿市体育協会は、特定非営利活動法人であるため、利潤を追求することなく、指定管理料をより効率的に公益目的に資することができ、同団体も指定管理を行った上で、余剰金が発生した場合は市の事業を余剰金で実施する意向を示していること。

- ・インターハイや国体を控え、同施設の需要が高まることが予想され、同施設の管理上、競技団体間の調整が必要となってくることが予想されるが、実態として競技団体間の調整を円滑に行うことができる団体は、本市を含めても鈴鹿市体育協会以外ないと考えている。

- ・競争原理に基づくコスト削減については、これまでの公募によっておよそ適正な価格が示されており、これ以上大きなコスト削減は期待できないため、コストの削減より市民サービスの向上を求めている。サービス向上のためにコストの増加もありうるものと考えている。

- ・国体を控え、時期は未定であるが、指定期間内に大規模施設整備を実施する可能性が高く、休館によって指定管理者の経営に影響が出ることが想定されるため、非営利団体が同期間の指定管理者にふさわしいと考えている。

主な審議内容は、次のとおり。

【委員】

- ・鈴鹿市体育協会が施設管理上、必要な資格等を有しているかをそれぞれの施設を所管する課として確認しているのか。それとも、今後、該当する資格を保有することを見込んでいるのか。

【担当課】(農林水産課)

- ・従前からの管理団体であるので、確認している。

【担当課】(廃棄物対策課)

- ・当該資格は、指定管理者が団体として保有する必要はなく、保有していない団体においては、委託等を通じて、資格を保有する人員を配置できれば良いものであるため、特に指定管理者を選定する上での確認は要しない。

【委員】

- ・指定管理収入は、営利事業になるのでNPO法人は会計上の問題が多く生じることが予想されるが、その点は大丈夫か。

【担当課】

- ・同団体は、経理を税理士に頼んでいるので、問題はないものと考えている。

【委員】

・個々に設置目的が異なる施設を1事業者に管理させることというのは大丈夫か。

【担当課】

・十分な引継ぎを行うので大丈夫である。

【委員】

・スポーツ施設以外の施設について、利用者から不満等は寄せられていないか。

【担当課】(廃棄物対策課)

・一般の利用者の方からの苦情はない。

【担当課】(農林水産課)

・特に問題は聞いていない。

【担当課】(スポーツ課)

・鈴が谷運動広場については、設備上の問題から試合形式等の野球の実施を禁止した経緯があり、その点に関する苦情はあった。

【委員】

・公募から非公募に変更することで、現行の指定管理者から市に不満が寄せられるようなことはないか。

【担当課】

・非公募という判断自体は条例上可能なものであるので、指針に基づき適切な判断をした結果は、市民等に説明していく責務があると考えている。

・指定管理者の指定は契約ではなく、協定を結ぶこととしており、期間を定めてその期間内について管理するものであるもので、その点については、現行の指定管理者も理解されているものと考えている。

【委員】

・運用指針に書かれている「地域の人材を活用することで、施設の設置目的を効果的、効率的に活用すること。」というのは、当該施設を管理することのできる団体は、ある特定の団体以外ない、他の団体は想定できないという状況のものを指す。今回の体育施設については、前回の公募の際も複数の応募があった施設もあるので、特定の団体しか管理できないとはいえない。その点が委員会での判断のポイントとなる。

【委員】

- ・過去の答申において、「今後の指定管理者候補者の公募に際しては、複数団体の応募による競争原理が働くよう公募のあり方等について工夫，検討されたい。」とあり，サービスの向上，コストの削減が図れるような工夫，検討を依頼しているものであるが，その検討結果，競争原理が働かない非公募となったことに対する検討の中身を説明いただきたい。
- ・今のところ，コスト競争はある程度達成され，過度に求めることが適当ではないという考えについては理解できるが，サービス競争によるサービスの向上よりもこれまでの説明メリットが上回るということの比較考慮がし難い。

【担当課】

- ・前回の答申は，前回の募集結果が一社しかなかったことを受けて，複数団体の応募が出るような工夫をするようにとの御意見であった。
- ・平成 23 年度から本市では新たな行財政改革に着手し，なるべく効果的，効率的な行政運営を目指している。
- ・その中で，競争に基づく公募によって民間に行政サービスを担っていたく方法もあるが，限られた指定管理料の中でそれを地域に還元するようなシステムを考えられないかという発想で今回の非公募という判断をさせていただいた。

【委員】

- ・前回の江島総合スポーツ公園の指定管理者は公募しているが，その際には，鈴鹿市体育協会は手を挙げていない。
- ・この 2 年間で鈴鹿市体育協会の体制がどれほどドラスティブな変革があったのか。
- ・また，過去の答申にもあるが，当委員会としては，競争原理に基づくサービスの向上を達成することが指定管理者制度の目標の 1 つであり，制度の意図として考えている。
- ・過去に応募して選定されなかった事業者や次の指定管理者の更新時期を狙って準備してきている事業者に対し，競争をやめたということの理由としてこれまでの内容を説明した時に理解が得られるかという点に疑問がある。
- ・今回の文化振興部を中心とする非公募の方向性について，市の方向性として統一されているのか，指定管理者制度を所管する総務課としての考えはどうか。

【総務課】

- ・総務課としては，原則公募としながらも，今回の件については，鈴鹿市体育協会の成り立ちや体力が付いてきた状況を担当課から確認する中で，国体も控えているという様々な状況を踏まえ，市として一体的な非公募という考

え方を委員会に提案し、御意見をお伺いしたいと考えている。

【委員】

- ・指定管理者制度の主旨として、競争によるサービスの向上があるということ踏まえた上で、今回の提案をしているということで良いか。

【総務課】

- ・担当課から現状の民間事業者の指定管理業務のやり方等を聞く中で、サービスの向上についてこれ以上のものが求められるかどうかということ、そして、市として体育協会をどう位置付け、どう育てていくかということと比較考慮した時に、今回は体育協会を育成していくという側面を重視するという考えで、文化振興部から提案させていただいた。

【委員】

- ・次回、体育協会にヒアリングする際に、その意欲を問うが良いか。
- ・行政が期待するのはわかるが、体育協会に期待に応える意欲があるかをしっかりと確認する必要がある。

【担当課】

- ・お願いする。

【委員】

- ・指針に掲げる指定管理者の要件に「安定した管理を行える人的及び物的能力を有していること。」とあるが、説明を聞く限り、現時点で有しているのではなく、今後に期待するようなニュアンスに受け取ったが、この点についてはどうか。

【担当課】

- ・鈴鹿市体育協会は、下部組織 60 団体、会員数 13,000 人を有し、専門性の高い人材も多くいるため、予算が確保されれば人員も確保できるものと考えている。
- ・予算がない現在の状況では、実際の雇用できないものと考えている。

【委員】

- ・実質的には人的資源を持っている団体ということで良いか。

【担当課】

- ・はい。

【委員】

- ・制度当初は、これまで別の業を行っていて人的資源があり、同種の管理実績があれば、予算が付けば人を雇うことができると判断がされてきた。そう

いうことから、全国的に任意団体などは競争で負けることが多い実情があった。

・この団体がこれまで人を雇い入れ、会計処理をしっかりと行ってきたという実績を見て、予算規模が増えても適正に事務を処理する能力があるかというのを次回しっかり確認したい。

【委員】

・農村環境改善センターについて、料理教室なども体育協会が実施するものとして良いのか。

【担当課】(農林水産課)

・すべてを体育協会が実施するかはわからないが、市がサポートしながら様々な教室を含めて協力、協議していく必要があると考えている。

2 その他

公募によって指定管理者候補者を選定する際の評価基準等について、事務局から従前の評価基準等の説明を行った。

また、評価基準等に新たに最低制限点を設ける事務局提案を行った。

評価基準等の内容の審議は、6月4日の委員会で行うこととした。

第1回の委員会で開催が予定された5月28日の開催を6月4日に順延、6月4日の開催を6月25日に順延することとする。